

講師 小出薫弁護士

小出 新潟県柏崎市で弁護士会に所属している。出身は東京ですが、学生時代を京都で過ごし、そのころ、演劇サークルなどの活動もしていました。京都にいたころ、鈴江さんと知り合って、今日ここまで来ました。

鈴江 では、手元にあるレジュメに従って、てきぱきと進めていきたいと思います。4時までの時間の中で、半分を小出さんのお話、もう半分を質疑応答というか、皆さんに自由にしゃべってもらおうと思っています。

小出 今回の話で一番大きいのが表現の自由の問題で、それを「明日のハナコ」の当事者の方、まわりの方がどういうふうに推移させていくのか、大変興味深く拝見させてもらっています。それについて、三つシナリオを書いてみたんです。

大事なものは失ってから気づく（シナリオ A）、とよく言いますが、悪い事態として、大事な自由を失っても失ったことに気づかないまま（シナリオ B）ということもあるのかなと思います。一番望ましいのは、自由を失う前に、それが守られるような仕組みや制度を作る、自由を広げる（シナリオ C）ことももちろんできることかなと思っています。そういう中で、実行委員会の方々がどんなアクションをしているのか、拝見しているところです。

この学習会もどこにつながっていけるかなあ、と考えると、できれば「C」につながっていけたらいいと思います。

できることとしては、まずは、起こったことを忘れない、記憶していることが大事だと思っています。顧問会議のことも、記録が非公表なんですね。そうやってウヤムヤになっていくということがあると思います。まずは忘れない、記録するということです。今日の劇の中にも「私たちはすぐ忘れちゃう」というセリフがありましたね。前に進んできたけれども、でも忘れちゃいけないこともあるだろう、そして検証していかなければいけないこともあるだろう、と思っています。

というところで、今日、「そうだね」と思っただけのところは終わりなんです（笑）、あと、法律の面を少し詳しく見ていったらどうなるかをレジュメに書きました。

メディアの方も見えておられるので、（レジュメの）ここはあまり気にならないという箇所は飛ばしていきたいと思います。

改めて、表現の自由の話をするときに、構造を分けて考えてみました。「表現する人」と「受け手の人」がいて、表現する人が発信する準備をする段階があって、発信すると受け手の人に受領される、そして受け手の人が反応を返す、これが表現の一連のプロセスなんです。

今回の場合は、無観客で上演したけれども、その収録した映像が、ケーブルテレビでは放映しないし、記録映像は閲覧させないし、DVDも作成しないし、脚本集は回収する、という決定があったと伺っています。

脚本集の回収ということは、一度は配られたんですか。

玉村 大会中に脚本集は配布されているはずですが。そのあと、それは顧問の先生が持っているように、生徒には見せないようにという指示が出ました。

小出 「発信」の手前の段階で止められた、ということになるわけですね。

玉村 はい。

小出 そうすると、表現の一連のプロセスが全然機能しない段階で止められてしまったということになると思います。それは表現の自由に対する強い制約なんです。

それに対して、インターネットで脚本を公開したし、こうやって自主的な上演もしたのだから、もう問題がないではないか、という反論も考えられるが、そういうことでもないと思います。というのは、ケーブルテレビの視聴者の数の多さがあると思います。どのくらいなのでしょう。

玉村 はっきりとは知りませんが、何万人はいると思います。

小出 そういう表現の場が奪われたということはあると思います。しかも他の上演と同じ土俵に立っていない扱いを受けているということからしても、さらに反論として、全然違う、ということも言えると思います。

鈴江 インターネットで脚本を公開しているからもういいだろうという言い分については、それは我々が公開したのだから、顧問会議や部会長が「もういいだろう」というのは違うと思います。なりゆき上、もういいということになってませんか、ということでもんね。

小出 どうして相手に届いて反応されるところまでが大事かということ、議論が深まっていくからなんです。演劇的に「明日のハナコ」がどうですか、とか、テーマはどうですか、とか、反応が戻ってくることで、さらに表現の内容も深まっていくし、社会の方の議論も深まっていくものなんです、それがまったく止められてしまっているところが一番大きな問題だと思っています。

表現の自由は憲法に定められているんですが、それはどう書いてあるか。直接には第21条に、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあります。憲法の位置づけが、11条、12条にあるんですが、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とある。表現の自由はこの基本的人権に含まれます。そして、これに矛盾するような法律ができて、その法律の方が無効になります。それから12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」ともあります。だから国民の側の努力が必要なんです。まさにこの機会がそうだと思うんですが、国民の自由がなくなりそうだというときには抵抗しなければならないとも書いてあるわけです。逆に言うと、それだけ自由が危うくなる時が想定されている。

第二次世界大戦までの反省も含めて、日本国憲法は作られていますが、それまでも何度も危機に瀕してきた自由というものを、これからも不断の努力で保持していかなければならないと意味も込められているわけです。

なぜそんなに表現の自由が大切なのか、といえば、自由な表現活動、コミュニケーションが促進され、受け手に届く、受け手から反応が返ってくる、このコミュニケーションによって、個人の人格の発展・自己実現がなされ、表現者も受け手も考えを

深めていく、そのために不可欠だということがあります。もう一つは、民主主義というか、社会の仕組みが健全性を保つところにも貢献する。さらに、思想の正しさは、思想と言論で競争して闘わせるもので、介入によって言論自体を封じてはならないということなんだということになる。少し抽象的になりましたが、こういうところが根拠になって表現の自由というものは、基本的人権の中でも保護されるべき度合いの高い権利となっています。

さらに、検閲とか事前抑制というのは禁止です。いったんは表現して、受け手がそれを受け取れる状態になって、その表現の価値は判断される。だからその機会を奪うのは禁止されている。

また、規制されるかもしれないというので表現が萎縮してしまう、たとえば原発のことというのはいろいろ問題あるからやめておこうとか、内容を変えて無難にしようとか、両論併記にしようとか、そういうのがどうしても出てくる、これを「萎縮効果」といいます。

表現の自由を規制するというのを、やむを得ない事情で行うときには、どこまでが駄目でどこまでがいいのか、を明確にしようという議論もあります。たとえばヘイトスピーチの問題で、それを規制する条例を作ろうとするときにこの問題が起きます。「ヘイト」はいけないことだけれども、どこまでが駄目なのか明確にしないと、表現してはいけない言葉どんどん増えてしまう。

「明日のハナコ」の問題は、この自主規制と萎縮効果が組み合わさって発生していると思います。

憲法は国の権力を縛るもの、という位置づけで伝えられていると思います。公権力が市民に介入・規制するときに憲法は出てくるんですけど、では今回、公権力は出てきているのか、というと、教育委員会は公権力の一部と考えていいだろう。また私人同士の関係でも表現の自由というのは保障されている。

鈴江 顧問会議は公権力ではなく私人という位置づけになるんですね。だから、福井農林高校演劇部という私人の表現を、顧問会議という私人が抑圧すれば、それはやはり表現の自由を保障すべきだという憲法の規定に反しているということになるんですね。

小出 はい。

今回の件を拝見して、いろいろな観点があると思います。

まず、ケーブルテレビで放映しないなどの理由として「差別用語が使われている」というのがありました。元敦賀市長の高木さんの発言だと思いますが、「どのような場合でも差別用語の使用は許されないのだ」といえる法律的な根拠は、今回改めて確認しましたが、そういう根拠はありません。

そもそも差別用語とはなんだろう、という難しい問題です。今回は「かたわ」という言葉です。「私家版差別語辞典」という本の後書きに「言葉だけ覆い隠してもその下には必ず蔑視が存在する」とあります。「かたわ」という言葉も「源氏物語」にもでてくるような「使われてきた言葉」です。どうして皆さん使わないようにしているかというと、公的なものはなかなかない。言葉狩りばかりしていても仕方がないので、その背景を考えていかないといけない。

メディアにも、差別用語や放送禁止用語などはあるのでしょうか。

鈴江 僕はNHKでいくつかラジオドラマを書いたりテレビドラマを書いたりしたんですが、メディアで気にしているのは「放送禁止用語」というものがここにある、というふうにしちゃうと、その言葉だけを使わなければオッケーよ、という差別意識を露骨に出すことになるから、「放送禁止用語リスト」などは「ないこと」になっているそうですよ。たぶんあるんですよ。

でもそれをあることにはできないというのが、今の、差別用語に対する社会の構え方だと思います。今回も「その言葉を出しただけでアウトだ」なんてどこのだれがいつてるんだ、どれほど遅れた意識なんだと思うので、一つ聞きたいのが、これをスクールロイヤーが言ったんだというんですが、良識ある法律家がそんなことを言うだろうか、他の法律家の方もそう言うんですけど、小出弁護士の見解はどうですか。

小出 あまり想定できないことだと思います。ええと、どなたがスクールロイヤーのところに行ったんですか。

玉村 部会長と委員長です。

小出 その相談をまとめるまでの経緯としては、スクールロイヤーのところに行って、その見解を聞いて、どうしたんですか。

玉村 直接聞いたわけではないが、顧問会議の席上で、スクールロイヤーの助言を書いた紙を配布されて、それをみんなで見たそうです。そのあと、会議のおしまいでそれは全部回収されたそうです。

鈴江 回収しないとあとでマズイ書類だったと僕は推測するんですが？ そんなものが残ると「このスクールロイヤー、バカじゃないの」という非難が来るから、これは外に出さないでくれ、自分が言ったとはわからないようにしてくれ、ということじゃないかと勝手に推測しています。

小出 そうですね。それはさっきの表現の自由として話したことの逆ですね。議論を深めようとしていない。責任の所在をウヤムヤにして発言者をウヤムヤにして、でも幕引きをはかろう、というようなことでやっていることかなと思います。

鈴江 その証拠に、スクールロイヤーがそんなことを言うはずがないと別の弁護士さんから聞いたので、これは部会長とか委員長とかそういう人たちが捏造したのではないかと、スクールロイヤーの名誉のためにも一回聞こうと思って、玉村先生がその事務所に電話をしたんです。取り次いでもらえないだろうと思ったらいきなり出てきて、それで尋ねてみたら、「言ったかどうかはあなたには言わない。それは雇用者とした話を他の人に話すことはない。」じゃあそういうことを言ったかどうかについてはコメントをしない、ということなのかと確認をしようと思ったら「不満があるなら教育委員会でも相手取って裁判を起こしたらどうですか」という発言がわずか六分間に二回もあったんです。最初から議論なんかしません、そういう態度でした。

それがあつたあとで、私たちは要望書を作ったんです。いきなり署名運動をするんじゃないくて、応えてほしい、ということで。その要望書の中では、弁護士さんの名前を出して、この弁護士さんはこう言ってる、この人はこう言ってる、それを出し

たんです。そしたら、顧問会議の先生方に対して、「誰がこの弁護士の名前を漏らしたんだ」という詮索が始まったんです。つまり、スクールロイヤーが誰なのかを漏らしたことは守秘義務違反に当たる、といいだしたわけです。

スクールロイヤーがこう言ったということを外に出したくないという気持ちが、部会長側にはあると思います。今この弁護士さんは迷惑してると思います。名前も隠せと言ったじゃないか、こんなことを言ったと言われているじゃないか、そんなことが推測できます。

小出 その電話したときの対応を聞くと、「差別用語を含んでいるので一切駄目」と言いそうな弁護士さんだという気はします。推測はします。ほんとのところはわかりません。

それから、発言者を隠そうとしているのは、その内容がマズいという自覚があるのではと疑ってしまう、というところは、そうなんですけど、玉村先生、質問したいんですが、この脚本の中で高木元市長の発言を取り上げた本来の意図はどんなところにあったんですか。

玉村 原発の再稼働などが進む中で、このままでいいんだろうかという思いがありました。それで、原発推進派の意見はどんなのがあるのか、たくさん調べていくうちに、一番わかりやすい、インパクトのある言葉だったので紹介していこうと思いました。

小出 50年後100年後に影響があるかも知れないけれど、今は原発を推進した方がいいという流れで。

玉村 もう一つ、交付金の話があって、交付金がこんなに役に立つよということをこんなにはっきり言う人は他にいなかったので使わせてもらった、ということです。そしてその人がものすごい差別表現を使う人だったということも、脚本を書く身としてはどうしても書きたいことだった。

鈴江 この発言はあちこちの台本で引用されているんです。代表的な、とんでもない発言ということで有名な発言でした。

小出 今回のために探して、こういう発言が出てきて、それを初めて発表しましたというわけでもないし、しかもそれを批判するために引用してるようなわけですね。これを根拠に、作品自体を流通させないようにするというのは、ほんとにそれが理由なのだろうかと思ってしまいます。

玉村 市立図書館にあった本を読んで、そこをそのまま引用したんです。これが駄目なら図書館を閉鎖しなくちゃいけないと思います。

小出 差別のことは短い時間では語りきれないところがありますが、二つ、紹介したいと思います。キム・ジヘさんという人が『差別はたいてい悪意のない人がする』という本を出しています。平凡と思っている、普通の人にも誰にでも、「特権」というものがある。与えられた社会的な条件、たとえば「バスに無理なく乗れる」とか、そういうことでも自分にとって有利なことがある。それによって恩恵を受けている。それは誰にでもあって、その地位を守りたい、そういう一種の防御機制のようなものが、そうじゃない不利な条件の人とのあいだに距離をとらせようとする。そこから差別が生まれてくるという分析をしている。そういうことを理解しながら自分の行動を決めていかなければいけないなあと思うのです。

あと、法律上の障害というと、昔は心身の機能障害だけを「障害」と言っていたんですが、最近は、社会的障壁のために日常生活に制限が生じているというのも「障害」なんだととらえるようになった。つまり、社会的障害(バリアー)を作っている側も当事者なんだという考え、そして当事者と考えて社会を変えていく必要があるんだなとあらためて思いました。

あの、これ、レジュメの論点1なんですけど、こんなペースで間に合いますか？

鈴江 間に合いません(笑) 予定の時間はそろそろ来ている、皆さんしゃべりたいところだと思います。

ええと、論点3の「”表現によって生徒が攻撃されるおそれ”を理由とした規制は正当化されるか？」は、多くの教員がとらわれている考えなんです。お前らがやることによって生徒が傷ついたとき、お前らは責任とれるのか、みたいな攻撃を私たちはいっぱい受けています。これについてはどうでしょう。

小出 法律的な話と、教育論と二段階あると思います。法律的な話をする、言論で攻撃されるとしたら言論で返して闘っていきましょうというのが原則です。あるいは、ネットの炎上とかは「見ないようにする」というような対処法を含めて、いろいろある。攻撃については、言論以外の暴力だったどうか、ということはあると思う。たとえば京都アニメーション事件とかトリエンナーレの一件とか。ここでも、漠然とおそれがある、というだけでは、規制は正当化されません。「生徒が何かあったらどうするんだ」という話が出たら、具体的な議論が必要です。突き詰めていかなくちゃいけない、誰からそういう攻撃があるのか、どういう狙いでどういう攻撃がされそうか、その確認が必要。本当に生徒が物理的に傷つけられるような状況がある場合には、それでも止める根拠にはならないけれども、表現の仕方を変えましょうか、というふうに進んでいくのが普通の道筋かと思う。

鈴江 これはつまり日教組が大会を開くときに、公的な会館が会場を貸さないという決定をしたときに、そんなことを決定する合理的な根拠はないよ、みたいなことですね。

小出 明白で差し迫っているところが本当にあるのか、それを検討したあとでないと、規制します、ということは正当化できません。

もう一つ、教育論として気になっているところがあって、生徒たちが社会に出たときに、攻撃を受けることってあると思うんですね。その練習の機会を奪うということにもなるような気がします。そこを適切な練習になるように、もちろん自殺に追い込まれるようなことはあってはならないが、「何かあったら」というのは「何もない方がいい」という考え方になってしまうけれど、それは教育としてアリなんですか、と反対に聞きたいと思います。

鈴江 危ないから川で水遊びさせない、18才までは、とやっていると、18才越えた時に川に入ったらおぼれて死ぬ可能性が高まる、ということですね。

玉村 去年まで教員をしていたので、それは少しわかるんです。学校にいるあいだに事件が起きたら責められるのは学校であり先生です。だからそんなことが起きないようにしたいというのは、わかる気がする。ただ、今回については「かたわ」という表現が駄目だと言われたときに、僕の方からそこは音声を消すとか、そんなんでもいいですよと話をしたんですが、それでも駄目だと言われてしまったんです。

鈴江 顧問会議の先生が少しでも発言してくれたら事態は大きく変わるんですけど、先生方が新聞社の取材を受けるとか、何かについて証言するとか、そういうことをしたら教育委員会に報告させていただきますよと、部会長が各学校の校長に通知をしているらしい。それで先生方は貝のように口を閉ざしている状態です。それで部会長側は、たとえば「弁護士の名前を出したのは誰だ」「それを漏らしたのは守秘義務違反だ」と脅かしたり、学校教育の中でやる演劇は自ずから制限があるんだぞ、教員は教育委員会の指導には従わなければいけないんだぞ、というやんわりとした圧迫が加えられています。そこでレジュメ「4 一人一人の教員は、顧問会議や教育委員会の意図に従わなければならないのか」らついて教えてほしいんですが。

小出 法律上は、学校教育法や、公立学校の先生は地方公務員法に規程があって、校長先生には所属教員に対して監督権限があり、では何を監督するかというと、地方公務員法 32 条の最後の方に出てくるんですが、上司の命令に忠実に従っているかを監督する、となっている。これだけ見ると絶対の命令のように見える。ただ、憲法は他の法律に優先するとか、基本的人権は永久に犯されるものではないと書いてある。表現の自由の制約につながるような職務命令は無効だと考えられる。だから『表現の自由が守られるかどうかに影響する』ようなところで発言を禁止するような命令は、この憲法の考え方に反していて無効である。それに従う義務はないと考えていいと思います。

鈴江 心強いですね。部会長は、無限の、制約ない権限を持っているのだというニュアンスで命令を発しているけれども、それは間違いだと言うことですね。基本的人権を守りたいというのと命令の内容とが矛盾するときには、もちろん議論の対象であり葛藤していくべきだと言うことですね。

小出 玉村先生が前に、『生徒たちを守るということは、生徒たちの表現を守るという意味も含まれているはずだ』と言っていましたが、本当にその通りだと思います。

鈴江 さて、まだまだレジュメにはたくさん書かれているのですが、せっかくだからここに集まっているみなさんのご意見を伺いたいと思います。

参加者 表現の自由は大変大切なもので、憲法上は二重の意味で守られている、ということをとたよりに、私は県庁前でマイクアピールをしていました。3. 4 年前に、8 8 4 日目西川知事が財産活用推進課の課長に公文書を作らせて、3 月 3 1 日、配置転換の前日、どうしても承知できないということで持ってきた。8 8 0 日目でした。それでみんなに『こんなの来たぞ』ということで反撃に出た。申し入れもする、新聞も取り上げてくれる、5 月 3 日の憲法記念日の前のタイミングでしたが、みなさん応援してくれた。でも私としては本人訴訟で訴えたいと思ったわけです。弁護士のところに行きまして、どうしたらいいんだろうと、お金はないんだけど、と話をした。そしたら「それでやめたんですか」というから「やめてません。続けます」。この前の 7 日で 2 0 0 0 日になりました。倍返しをしたいと思います。戦わないと認めたことになる。認めたことが当たり前になって波及していく。憲法 2 1 条に書いてあるけど、不断的努力でそれを実現していかなかったら駄目だ。憲法という人はいないんです。誰も代弁してくれない。弁護士さんやってくれます？ 当事者は戦っていかなければいけない。教育委員会なり知事なりにぶつかってい

なければいけない。教育委員会、教育長、そこで決着を付けないと、「なんだこれくらいか、福井は」と再発する。なめてかかる。「なめんなよ」ということで戦わないといけないと、私は思っている。私は命ある限り戦うつもりです。

鈴江 こうやって動いてると励ましをもらうこともあるが、どちらかという、もういいかげんにやめとけ、という言葉の方を、割と知ってる人が言ってくる。孤立した気分になる。そういう中で頑張ると言うことは、まして、2000日も戦うということ、途方もない感じがしているんですが、

参加者 3000日だ。

鈴江 頑張りたいと思います。

参加者 小出先生の話の聞いていると、顧問会議の方が表現の自由を侵害しているということを確認しました。ここで顧問会議の法的性格を小出先生に伺いたい。地方公務員法32条「地方公共団体の規則および地方公共団体の機関の定める規程に従い」とありますが、教育委員会は地方公共団体、多分校長会も公的機関、では顧問会議はどうなのでしょう。

任意団体なのかそれとも県教育委員会の一公的機関なのでしょう、もしそうなら情報公開請求とか、さまざまなものの対象になると思うんですが。

小出 顧問会議の組織体としては、高文連の中、ということになるんですか。

玉村 県の高文連の演劇部会という組織、つまり高文連の下部組織であり、その部会長というのがその長になる。

小出 その高文連というものが、また福井県の高文連というものがどういう組織か、まだ調べがついていません。全国の高文連というのはインターネットに情報が上がっていて、社団法人ということになっています。ということは行政機関とは独立した位置づけになると思う。県の高文連については、要綱などを探してみないとわからない。

参加者 もし社団法人だとしたら、そこで出された文書などは情報開示請求の対象になりますか。

小出 そこはならないです。

参加者 存念です。

小出 私も同じことを考えました。

鈴江 ただ、この顧問会議の決定によって、13校ある上演校のうち一校だけ、仲間はずれにされて生徒たちは深く傷ついたというような人権侵害とっていいようなことがあったことわけで、私人間であっても、明らかにしなくてはいけない法的な義務があるんじゃないですか。

小出 説明責任は、法的なものというよりは、まずは道義的なものだと思います。

あと、情報公開のところに戻りますが、顧問会議に参加されている各先生方が書き残した手控えのようなものは、一方で職務上作った書類という位置づけもできる。公立学校の先生が作った手控えは対象にできる可能性がある。

説明責任のところはもう少し調査が必要で、高文連の団体としての性格を調査しながら詰めていく必要があると思います。

鈴江 道義的責任は明らかにあるけれども、それを人として要求していくことは当然の権

利だというところまで言えるかということ、そこはまだ曖昧ですかね。

参加者 お話を伺っていて、「私人間の問題である」ということが何回か言われたが、これはハラスメントの概念を当てはめることは可能ですか。私人間であっても、権力勾配の高い方から低い方に対する嫌がらせは明らかにハラスメントです。顧問会議は、今までの話を伺っている限りでは、脚本を書いている個人の先生よりも権力勾配の高い方であることは間違いない。だから私人間であってもハラスメントの概念は成り立っているのでは、と思います。

小出 権力勾配を利用したハラスメント、嫌がらせというよりも、むしろ「権力侵害」だと思っています。そういう意味では、法律的には、民法で「不法行為」にあたります。それでこちらが「表現を許可しろ」とか「説明をせよ」となると思います。その「説明しろ」というところが、法律上相手に強制できるか、もう少し検討が必要かなと思ったところです。

参加者 生徒さんが深く傷ついているというコメントが先ほどありましたが、現実にはこの問題が表面化して、福井農林高校の演劇部の生徒は、どんなふうに関心を持っていらっしゃるのかということと、演劇祭の時に実際に上演された生徒さんが今日、ここに出て上演されるということは検討されたのでしょうか、それともそういうことは無理な話だったのでしょうか。

玉村 9月の段階で部員たちにこのことを説明しました。生徒の意見はもちろん、悔しい、つらい、泣いている生徒もいましたし、特に今回の劇の主役の女の子は、演技賞という賞をもらっている。「自分は演技賞をもらって、とても気持ちよかったんだけど、こんなふうになって、台無しの気分だ」といって落ち込んでいました。今はというと、伝え聞いた話だが、ケーブルテレビの放映は望んではいない、注目を浴びてしまったので怖い、と考えているらしい。それも考えて、今回は、無理に出てもらおうとは考えなかった。正直、僕も、正体不明な不安感というのがありました。

鈴江 これは玉村先生がなんで部活動指導員を辞めたのかということとも関係している。まず、この問題についての顧問会議に出席させてもらえなかった。出てはいけない、というのは誰から伝えられたんですか。

玉村 福井農林の演劇部の顧問の先生からです。どうして、と尋ねたら福井農林の校長先生が駄目だといっているからだ、と説明されました。それであわてて校長先生に確認したら、「駄目といった覚えはないよ？ ただ、顧問会議とあったから、顧問の先生に行ってもらっただけで」という返事でした。

また、顧問会議の結果を伝えられたときも変な感じでした。顧問会議の先生からではなくて、福井農林の校長先生から伝えられたんです。しかも口頭で。顧問会議の結果を書いた紙はお持ちなんです、そこに書いてあるのは確かなんです、これは見せられない。見せてはいけないといわれている」それだったらコピーした方が速いでしょう、といってもコピーは駄目だと。そう決まったんだと。それは変じゃないか、と詰め寄ったら、校長先生もじゃあ確認してみる、とその場で電話で丸岡の校長先生(部会長)に確かめてくださって、そしたら丸岡の校長は「駄目だ」と答え、やっぱりその書類を見ながら校長先生がしゃべり、それを僕がメモするとい

う形になったんです。

鈴江 部活動指導員の玉村先生を顧問会から排除する理由について、言っていないことを言ったり嘘をついたりする、そういうことをしたわけです。玉村先生はとても出たかったし、生徒を立ち会わせてほしいともいったんですが、それらは拒絶されました。顧問会議とのあいだにまったく信用関係がなくなってしまったので辞めざるを得なかった。

そこで僕は感じるんですが、そもそもその顧問の先生は、そういう感じの先生ですか、敵対的な感じの人ですか、キッと牙をむく、ゴルゴ13的な人ですか、と思ったら、のんびりした、ふわっとした女性教員なんですよ。だから逆に、相当打ち合わせているんじゃないかということがわかる。

そしてこの人たちがこの3項目(ケーブルでの放映・映像の視聴禁止・脚本の封印)を決定した理由が、「生徒が傷つく」。どうして傷つくかというと、「木村花」さんの事件のことをいう。ネットでバッシングされる。自殺に追い込まれる人がいるじゃないかって。この場合は、「差別用語を使った演劇をやっている」ということでバッシングがあるかも知れない、それで生徒が死んだらどうする、さあ先生たち、生徒の命を守りましょう、だから放送しない方がいい、そういうふうで決定されたということになってるんですね。

そしてこの決定をする部会長側にとっても協力的な人が、今の福井農林高校演劇部の顧問なんです。この顧問が、今の現役の部員たちと接触する唯一の大人なんです。するとネットバッシングの怖さを強調していうことになる。「大丈夫か」「心配だぞ」「危なくないか」と耳元でささやくように、やさしい口調で言っている。それは、怖くなるだろうと思う。

その上玉村先生とは接触できないわけだから、その結果として「放送したくない」ということになっているんだろうと思います。

参加者 私も教員をしていたのだが、今の話を聞くと、顧問会議がどれほど非民主的な会議なんだろう、どれだけ高圧的な会議なんだろうと思うのですが、去年まで、玉村先生は何十年も所属していたわけでしょう。

鈴江 委員長です。

参加者 委員長もしてきた。ずーっとやってきて、なんでそんな・・・玉村先生が一番ショックを受けたんじゃないかと思う。私はこの話を聞いて、ショックを受けたが、それは、教育委員会が止めたというならわかる、けしからんと思う。しかし、同じ仲間の顧問会議で決められたというのは凄く残念というか、ショックでした。子供を守るためということだが、それが子供のためといえば金科玉条で、学校の中ではなんでもかんでも通ってしまう。それでは駄目だと思う。子供を守るというが、それでは子供の表現の自由はどうか。あるいはさっきの劇を見て思ったが、たくさんの考えるところ、感じる場所があったんですが、これを他の演劇部の生徒が見て学ぶ機会を奪ったんじゃないか、それこそ教員として最も大事にしなきゃいけないことじゃないか。また、自分たちも学ぶ場を奪っているんじゃないか。

玉村さんが声を上げてくれたので僕らは学ぶ機会があった。演劇部会も研修会をしたみたいで、それはそれで一つの波及効果だと思うんだけど、学校って毎年人権に

関する研修会をしなきゃいけない、で、これいい教材になると思う。DVDに作って学校に配って人権担当の先生に配って、学校で研修してくださいって、やってほしいなあと思います。

話戻して、これまでの顧問会議はそんなものだったのか、部会長の鶴の一声で決まったりする、そんな会議だったのか。

玉村 去年まで委員長をしていたので、僕は先生方が非人間的だとは思っていません。二つ要因があって、部会長はかなり支配的な人です。もう一つは、「生徒が危害を与えられる。怖いぞ」といわれて、みんなひれ伏したんだろうと思います。

スクールロイヤーの意見というのはものすごく大きかったと思います。たぶん先生方は、福井農林高校の生徒たちの表現や未来を奪ったとは思っていない。むしろ生徒を守ったと思っている。そこが許しがたいと思っているところで、どんだけ鈍感なのだろうと。でも愛情は盲目なので「私らは守ったのよー」って思っているんじゃないかと。

私とは何度もメールとかを送っているんですが、9月から一度も返事をもらっていない。メールも電話も何も来ない。僕は対話したいと思っているんですが。

参加者 こんなに近くで演劇というものを見るのが初めてでした。今回の問題ですけど、顧問会議は、原発に対して、はっきり付度していると思います。もう一つは、高校生の劇だと思っていたんですが、今の先生の話で少しは納得できるんですが、ちょっと残念でした。

参加者 生徒が演技賞をもらったそうですが、その賞を決めたのはどういう組織なんでしょう。スクールロイヤーは公人だと思うんですが、名前を秘匿しなければつとまらない仕事なんのでしょうか。原発について、高校演劇が取り上げるのは、これが最初でも何でもありません。また、玉村先生は去年まで委員長をしていた、それが辞めたとたん手のひらを返すように連絡も何もない、そんなに人望がないんですか。(会場爆笑)

そういう方とはお見受けできないので、いったい何があったのだろう、原発が原因でもないだろう、というのが疑問です。

玉村 演技賞については、審査員を外から3人呼びして、その方々が決めました。その方々はケーブルテレビとは関係がないので、普通に賞を出したんだと思います。

小出 スクールロイヤーは公人ですし、誰の意見かということは公開すべきだと思います。

玉村 人望はないかも知れません。僕自身も原発の劇は3回目くらいです。で、この事態はというと、一つは、差別表現とか差別について、実は先生方は無知である。知らないんじゃないかと思う。それからさっきおっしゃった、「憲法という人はいない」という意識もない。自分も反省して思うんですが。

参加者 1980年代、東京演劇連盟で演劇に関わっていた人間です。本当に驚いている。一つだけ質問したいが、他の学校の演劇部の生徒たちとつながりがあると思うが、演劇部の子供たちの集まりとしての動きは何かあるのか。

玉村 よくわからない。Twitterで「福農の子、頑張れ」という声はあるらしい。

鈴江 ○○高校の先生や××高校の先生は、脚本を回収しないで生徒に読ませた。そしたら生徒たちは「これのどこが問題なの」という反応で、それでTwitterか何

かでやりとりしてる、という話だった。福農の生徒たちのことを心配して「どう？」みたいなメールをくれて、「何かあったらスタッフとして動くよ」という声はあった。

ただ、今は、顧問の先生たちが部会長にぐっと抑えつけられている。僕から見たら、やんわりとしたアドバイスなのに非常におびえている。それで生徒は行かせない、という空気になっていて、それを感じて生徒たちも「行ったらいけないのか」という感じになっていて、だから協力してもらうことは、先生ににらまれることになるかも知れない、という気もするので、僕たちも無理に来てほしいとは、ほんとは言いたいけれど言えないでいる。

参加者 私は「ゆきのした」という雑誌を何十年も発行している者です。劇を見せてもらって、やはり反原発のところが気に入らなかったんじゃないかと思います。劇の中のわずかなセリフを取り上げてあれこれいうのは無理があると思います。1970年頃には、武生工業高校の職員劇で、先生が生徒の前で原発を取り扱った劇を上演している。「漁村にやってきた巨人」という形で、原発を巨人にたとえて、教職員そのものが生徒の前で演じている。そういう例がある。

反原発の主張が気に入らないということで県立音楽堂のホールの借用が断られるという事件もあった。そのときはみんなで行って、その動きをひっくり返した。みんなが集まって、そういうのはつぶしていかないといけない。情報公開請求も大いにしたらいい。

来年早々、鈴江俊郎さんの講演が県立図書館である。もし鈴江さんに何かあったら(会場爆笑)、この件が関係してると僕は思う。注意してみていった方がいい。

進行 時間です。

鈴江 僕たちは来週またやって、さらに愛媛、大阪と上演を続けます。部会長さんたちはこの問題を全国で言いふらされたくないと思っているはず。それを僕らは精一杯言いふらしてこようと思っています。みなさんもどっかで言いふらしてください。

僕は危機感があります。あちこちの県で審査員をするのですが、これから福井県で原発の劇はできないということになると思う。そんな強権は発動されてなくても、センセたちの付度で、今度やったらまたもめる、もめるのはいやだ、となって「そういう脚本は書かないでおこう」、書きそうになった生徒には「やめておけ。書き直せ」ということになって、福井県では原発の劇は一本も見られなくなるだろう。福井から始まったら、それは全国に広まる。僕は愛媛県にいて、やっぱり原発がある。今や原発立地県は多い。そこでもできなくなる。高校演劇は先生の言うとおりのものだよ、というふうになってしまう。

だから僕は愛媛の人間だけれど、自分のことだと思ってやっている。みなさんの気持ちを行動に表せるような企画をもっと考えていきますので、どうぞよろしく願います。本日はありがとうございました。